

ユニット型  
指定介護予防短期入所生活介護 事業運営規程

特別養護老人ホーム

ほたるホームとよた

## 【 目 次 】

- 第1条 事業の目的
- 第2条 運営の方針
- 第3条 事業所の名称等
- 第4条 職員の職種、員数及び職務の内容・勤務体制
- 第5条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用定員
- 第6条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の内容
- 第7条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用料その他の費用の額
- 第8条 通常の送迎の実施地域
- 第9条 送迎時の通所系サービスとの同乗について
- 第10条 サービス利用に当たっての留意事項
- 第11条 緊急時における対応方法
- 第12条 緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う手続き
- 第13条 虐待防止への対応方法
- 第14条 非常災害対策
- 第15条 秘密保持
- 第16条 苦情処理
- 第17条 損害賠償
- 第18条 その他運営に関する重要事項

## 特別養護老人ホームほたるホームとよた ユニット型

### 指定介護予防短期入所生活介護事業 運営規程

#### (事業の目的)

##### 第1条

社会福祉法人豊寿会が設置運営する特別養護老人ホームほたるホームとよた（以下「事業所」という。）が行うユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者等（以下「要支援者等」という。）に対し、適正なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

##### 第2条

ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- (2) この事業は、要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するように、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。
- (3) この事業を行うに当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護計画を作成し、提供するサービス及び機能訓練等の目標を設定し、計画的に行うこととする。
- (4) この事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- (5) 営業日については、祝日、祭日問わず年間を通して営業を行うものとする。
- (6) この事業の実施にあたっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

#### (事業所の名称等)

##### 第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム ほたるホームとよた（ユニット型）
- (2) 所在地 下関市豊田町大字荒木10051-2

#### (職員の職種、員数及び職務の内容・勤務体制)

第4条 施設に勤務する職員の職種及び員数は次のとおりとする。

- |   |           |    |                     |
|---|-----------|----|---------------------|
| 1 | 管理者       | 1名 | 事業の管理運営等に関する<br>こと。 |
| 2 | 医師（非常勤兼務） | 1名 | 利用者の健康管理等に関する       |

3	生活相談員	1名	こと。 利用者の生活相談全般、面接入退居、利用者の有する日常生活上の能力や利用者を取り巻く環境等の調査、利用者処遇の企画及び実施並びに士長及び各主任との連絡調整を行う。
4	栄養士	1名	給食の栄養管理に関すること
5	介護職員	15名（常勤兼務14名 非常勤兼務1名）	利用者の日常生活に関すること。
6	看護職員	2名（常勤専従1名 常勤兼務1名）	利用者の看護、保健衛生等に関すること。
7	機能訓練指導員	1名（常勤兼務1名）	利用者の機能回復訓練に関すること。
8	介護支援専門員	2名（常勤1名、 兼務1名）	介護計画作成
9	事務員	3名（常勤2名 非常勤1名）	総務（人事・庶務・会計）に関すること
10	調理員	業者委託	給食の調理に関すること。
11	夜警	3名	夜間の宿直を行い、施設内を警備及び巡回する。

(2) 前項を定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

※尚、職員の員数は、本体施設併設との員数とする。

#### （ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用定員）

##### 第5条

ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用定員は、特別養護老人ホーム ほとるホームとよた（ユニット型）の空床利用とし、30人を上限とする。

（ユニット型個室1ユニット10人×3ユニット）

#### （ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の内容）

##### 第6条

ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- 1 生活指導（相談援助等）
- 2 機能訓練（日常動作訓練等）
- 3 介護（移動や排泄の介助、見守り等）
- 4 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者に対する短期入所生活介護計画の作成
- 5 給食
- 6 健康チェック
- 7 入退所時の送迎
- 8 入浴及び清拭

## (ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用料その他の費用の額)

### 第7条

ユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額（一定以上所得者の場合は2割又は3割）と、居室と食事に係る自己負担額の合計金額とする。

(2) 法定代理受領サービスに該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額と同額とする。

(3) その他の費用の額は、次のとおりとする。

1 送迎に要する費用（介護保険適用の加算）

送迎費用 184 円/1 回 2 割負担の場合 368 円/1 回 3 割負担の場合 552 円/1 回

2 食費

食費に係る自己負担額については、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険限度額認定証に記載されている額を負担限度額認定とする。

【ユニット型個室】 食費 1,445 円

(朝 295 円 昼 575 円 夕 575 円 1/日 1,445 円)

ただし、朝食のみの場合については、基準費用額より低い実費負担とする。

3 滞在費

滞在費に係る自己負担額については負担限度額認定を受けている場合には、介護保険限度額認定証に記載されている額を負担限度額とする。

【ユニット型個室】・2,006 円 (1/日)

4 理美容代 1,700 円 ~ 2,000 円 (下関市豊田町理髪組合によるサービス)

5 インフルエンザ予防接種 1,490 円

6 全各号に掲げるもののほかユニット型指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。

(4)前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び利用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

## (通常の送迎の実施地域)

### 第8条

通常の送迎の実施地域は、「下関市旧郡部」と「美祢市美祢圏域」とする。

## (送迎時の通所系サービスとの同乗について)

### 第9条

短期入所生活介護における送迎について、利便性の向上や運転専任職の人材不足等に対応する観点から、送迎先について利用者の居住実態のある場所を含めるとともに

通所系サービス利用者との同乗を可能とする。

#### **(サービス利用に当たっての留意事項)**

##### **第10条**

サービス利用者に対して健康チェックを行い、常に健康状態に留意する。  
利用者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、居宅介護支援事業者への連絡、指定短期入所生活介護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

#### **(緊急時における対応方法)**

##### **第11条**

利用者について、緊急事態が発生した場合には、主治医又は協力病院への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

#### **(緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う手続き)**

##### **第12条**

施設は、認知症等により利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合についてのみ身体拘束を行うことがある。

- 1 身体拘束が必要な場合は、利用者又は家族に説明し、同意を得て実施するものとする。
- 2 身体拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

#### **【虐待防止への対応】**

##### **第13条**

施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための指針を整備する。
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3 虐待を防止するための定期的な研修を年3回以上実施し、職員の新規採用時にも実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(2) 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、再発の確実な防止策を講じるとともに速やかに市へ通報するものとする。

#### **(非常災害対策)**

##### **第14条**

非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

#### **(秘密保持)**

##### **第15条**

職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らし

てはならないものとする。

### **(苦情処理)**

#### **第 16 条**

事業所は、提供したユニット型指定介護予防短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

### **(損害賠償)**

#### **第 17 条**

事業所は、提供したユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故等が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

#### **第 18 条**

その他運営に関する重要事項は、主として次の各号に掲げる事項とする。

- 1 事業所の見やすい場所又は随時閲覧できるようファイル収納し、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示・閲覧できるようにするものとする。
- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文章を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。
- 3 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、感染症の予防に関しても必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 身体拘束については、現行基準上原則として行ってはならないが、例外的に行う場合は理由等の記録を行うものとする。(第 11 条参照)

(2) この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人豊寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## **附 則**

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から一部改正する。

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から一部改正する。

この規程は、平成 27 年 1 月 27 日から一部改正する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改正する。

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から一部改正する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から一部改正する。

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から一部改正する。

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から一部改正する。

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から一部改正する。

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から一部改正する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、平成 28 年 11 月 16 日から一部改正する。  
この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、平成 29 年 1 月 16 日から一部改正する。  
この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、令和 1 年 7 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、令和 1 年 8 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、令和 2 年 3 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から一部改正する。  
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から一部改正する。